

医療ガス設備保守点検業務特記仕様書

1 業務の目的

医療ガス設備の点検を定期的を実施することにより、医療ガス設備を常に良好な状態に維持するとともに、障害発生時には速やかに臨時点検を実施の上、復旧対応を行うことにより、病院機能への影響を最小限に抑制する。

2 業務の対象

医療ガス設備一覧のとおり。

3 業務の内容

(1) 定期点検

定期点検は、以下のとおり年に4回実施する。

第1回 3か月点検 5月頃

第2回 6か月点検 8月頃

第3回 3か月点検 11月頃

第4回 12か月点検 2月頃

(2) 臨時点検

業務対象機器に障害が発生した場合は、速やかに現地調査を行い、障害の復旧対応を行う。

(3) 研修

院内研修を適宜実施する。

4 特記事項

(1) 点検の実施

ア 12か月点検

12か月点検は、「医療ガスの安全管理について」（令和2年8月17日付け医政発第0817第6号構成労働省医政局長通知）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）その他関係法令に従い、別表に基づき実施すること。

イ 6か月点検及び3か月点検

6か月点検及び3か月点検は、「医療ガスの安全管理について」に基づき実施すること。なお、6か月点検時には3か月点検の内容を含むものとする。

(2) 点検日時

点検を実施する時間帯は、以下のとおりとする。ただし、急患の対応等により点検を実施できない場合は、点検を延期すること。

外来・手術室 土曜日、日曜日、休日の午前9時から午後5時まで

救命救急センター 平日の午前9時から午後5時まで

心臓脳血管センター 土曜日、日曜日、休日の午前9時から午後5時まで

その他 平日の午前9時から午後5時まで

(3) 臨時点検の範囲

臨時点検及び保守は、原則として予備品等を使用するものとし、新たに部品、材料等が必要となった場合は別途協議する。